

第10章

インド

内国民待遇

電気通信に関するローカルコンテンツ要求等

2018 年版不公正貿易報告書 113-114 頁参照。

関 税

(1) 高関税品目

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行の非農産品の単純平均譲許税率は 36.0%と高水準である。

インド政府は、(1) 基本関税率（実行税率）を ASEAN レベルに引き下げる、(2) 最終製品には 10%、原材料・部品には 5%～7.5%を適用する関税体系への移行を目標に掲げ、2003 年度以降、継続して基本関税率の引き下げを行っている。2007 年 1 月に、特定の資本財や部品・原材料の一部について関税引き下げを実施し、自動車部品や電気部品、機械類等多くの部品の基本関税率を 7.5%に引き下げた。更に、同年 3 月には、農産品を除く基本的にすべての譲許品目の最高基本関税率を原則 12.5%から 10%に引き下げた。

一方、非農産品の譲許率は 70.1%であり、非譲

許品目としては乗用車（平均実行税率 60%）、モーターサイクル（平均実行税率 100%）、衣類（平均実行税率 10%）等の高関税品目が存在している。繊維製品はインドの競争力、国際的水準から見ても高く設定されている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高める WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離があることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

日インド EPA は、2011 年 2 月に署名が行われ、同年 8 月に発効した。我が国から輸出する自動車部品（生産用部品）や鉄鋼製品等の関税が協定発効後 5～10 年間で撤廃される等、市場アクセスの改善が図られている。

(2) 輸入品への特別追加関税の導入

<措置の概要>

インドでは実行税率が課される基本関税の他に、相殺関税（追加関税）、特別追加関税、教育目的税を加えた総額が税関で徴収される。これらの総額は、通常、WTO 等の国際交渉の場でインド政府が対外的に提示している実行税率と比較して高水準となっている。

<国際ルール上の問題点>

基本関税に着目すれば、その税率が個別品目について譲許税率を下回る限り GATT 第 2 条に整合的と考えられる。他方、特別追加関税や教育目的税は、GATT 第 2 条 1 項 (b) に規定されている「通常の関税」又は「その他の租税又は課徴金」に該当すると考えられる。前者に該当する場合は、少なくとも ITA（情報技術協定）により関税撤廃を約束した製品については譲許約束を超える課税となる。また後者に該当する場合は、譲許表への記載が必要であるにもかかわらず、実際にはこれらはインドの譲許表に記載されていないことから同じく譲許約束違反となる。このため、いずれに該当するにせよ、特別追加関税及び教育目的税は GATT 第 2 条に違反する可能性がある。

また、インド政府は、2007 年 5 月に開催された WTO 対インド TPR において、「特別追加関税は内国税であり、付加価値税や中央売上税を相殺するためのもの」、更に「輸入品に 2 回賦課する教育目的税のうち、1 回目の税は内国税で 2 回目は関税である」等の回答を行っているところ、内国税として分類される場合は GATT 第 2 条ではなく内国民待遇を規定した GATT 第 3 条の対象となるが、我が国産業界からは、「輸入時に特別追加関税を支払った輸入品であってもインド国内の流通段階において付加価値税や中央売上税は賦課される」との実態が報告されており、GATT 第 3 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

インド政府は、2017 年 7 月 1 日より物品・サービス税 (GST: Goods and Service Tax) を導入し、相殺関税、特別追加関税、付加価値税、中央売上税等の間接税を一本化した。これにより、物品及びサービスの輸入については、基本関税、教育目的税、GST、GST 補償税 (高級品・サービスに対する特別追加税) が課税されることになった。2018 年 2 月 2 日には、基本関税に課される教育目的税 (3%) が廃止され、代わりに社会福祉課徴金 (原油、高速ディーゼル等は 3%、一部を除き左記品目以外は 10%) が導入された。特別追加関税は付加価値税及び中央売上税とともに GST に一本化され、二重課税されることはなくなったため、特別追加関税が GATT 第 3 条に違反する可能性がなくなる見通しである。他方で、教育目的税の代わりに導入された社会福祉課徴金は教育目的税と同様に引き続き GATT 第 2 条に違反する可能性がある。

また、原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料については、政府が告示する日より GST が課されることになっており、現状、旧法の相殺関税、特別追加関税、付加価値税、中央売上税が引き続き課税されている。このため、これらの品目については、社会福祉課徴金の GATT 第 2 条違反に加え、引き続き特別追加関税は GATT 第 2 条または第 3 条に違反する可能性がある。

例えば、評価額 (C. I. F. 価格 + 荷揚げ費用) が 100、基本関税率 10%、社会福祉課徴金 10%、GST 12%、補償税 10% の場合に課される、税率の具体的な算出方法は以下のとおり。

<図表 I - 10> GST 導入後 (2018 年 2 月現在) の税率計算方法 (評価額を 100、基本関税率 10% とした場合)

項 目	税率	金額 (税額)	計算内容
評価額 (CIF 価格 + 荷揚げ費用)		100	
基本関税	10%	10 (a)	$100 \times 10\%$
社会福祉課徴金	10%	1 (b)	$(a) \times 10\%$
項 目	税率	金額 (税額)	計算内容
GST*	12%	13.32 (c)	$(100 + (a) + (b)) \times 12\%$
GST 補償税	10%	11.1 (d)	$(100 + (a) + (b)) \times 10\%$

合計		135.42	100 + (a) + (b) + (c) + (d)
----	--	--------	-----------------------------

(出所：経済産業省作成。) *GST の税率は、物品やサービスごとに無税、5%、12%、18%、28%に区分けされている。

(3) ICT 製品に対する関税引き上げ

<措置の概要>

インド政府は、インド国内における生産を促すため、自国の WTO 協定譲許表において無税 (0%) を約束している一部の ICT (Information and Communication Technology：情報通信技術) 製品について、予算法案 (及びその後の予算法) や国内通達において関税引き上げ措置を導入。2014 年以降、様々な製品について、繰り返し関税引き上げを実施している。

具体的には、2014 年 7 月、通信機器 (HS8517.6290 及び 8517.6990) の一部品目について関税率を 10% に引き上げた。

2017 年 7 月、インクカートリッジ、携帯電話 (HS8517.1210 及び 8517.1290)、基地局 (HS8517.6100)、電話機・通信機器用の部分品 (HS8517.7090) の一部品目について関税率を 10% に引き上げた。また同年 12 月には、携帯電話の関税率を 15% に引き上げた。

2018 年 2 月、インド政府は再び携帯電話¹の関税率の引き上げを行い、2020 年 3 月時点で関税率は 20% となっている。通信機器 (HS8517.6290) の一部品目についても関税率を 20% に引き上げ、また、テレビ用の液晶ディスプレイや食品、香水、自動車部品、履物、宝石、家具、時計、玩具等の関税率も引き上げた。

2018 年 4 月、携帯電話用プリント回路基板アセンブリ (PCBA) (HS8517.7010) の関税率を 10% に引き上げた。

同年 7 月及び 8 月、複数の繊維について、また、同年 9 月、家電製品、履物、宝石等の関税率を引き上げた。

同年 10 月、基地局 (HS8517.6100) 及び電話機・通信機器用の部分品 (HS8517.7090) の一部品目について関税率を 20% に引き上げ、また、一部のプリン

ト回路基板アセンブリ (PCBA) (HS8517.7010) について関税率を 10% に引き上げた。

我が国は、上記引き上げ措置が続く中、2016 年 4 月、米 EU と共同で ICT 製品の関税引上げ措置に関し共同質問票を提出し、WTO 市場アクセス委員会、ITA 委員会、物品貿易理事会において、インド政府に対して詳細な説明を要請した。しかし、インド政府は「新たな技術により生まれた製品であり、ITA で約束した関税撤廃対象ではない」旨の説明であった。

<国際ルール上の問題点>

インド政府は、自国の WTO 協定譲許表において、一部の ICT 製品の譲許税率を無税 (0%) と定めている。しかしながら、これらの製品に対し、予算法案 (及びその後の予算法) や国内通達に基づき関税率の引き上げを行っているところ。これらの関税引き上げ措置については、譲許税率を超えない関税率の適用を義務付ける GATT 第 2 条に違反する可能性が高い。

<最近の動き>

上記のとおり、インド政府により、関税引上げ措置が繰り返し実施されてきたため、我が国は、WTO 市場アクセス委員会、ITA 委員会、物品貿易理事会の場において、また現地大使館等から繰り返し懸念を表明した。さらに、2018 年秋には事務レベル会合を複数回開催し、詳細な説明と関税措置の早期撤回を要請したが、インド政府による状況の改善は見られなかった。

これら一連の関税引き上げ措置のうち、一部 ICT 製品には、他国からの輸入品に対して譲許表上の税率を超えない関税率の適用を義務付ける GATT 第 2 条に違反する可能性があるものが含まれている。例えば、携帯電話 (HS8517.1211、8517.1219 及び 8517.1290)、基地局 (HS8517.6100)、通信機器 (HS8517.6290)、プリント回路基板アセンブリ

¹ 2020 年 1 月、インド国内における関税率表の修正に伴い HS コードに変更があり、HS8517.1211、8517.1219 及び 8517.1290 の関税分類となっている。

(PCBA) (HS8517.7010) 及び電話機・通信機器用の部分品 (HS8517.7090) については、インドの WTO 協定譲許表において、いずれも HS コード 6 桁レベル (HS8517.12、8517.61、8517.62 及び 8517.70) で無税 (0%) となっているものである。

2019 年 5 月、二国間の対話をより実効力を伴うものとするべく、我が国は、GATT 第 2 条に違反する可能性がある品目について、WTO 紛争解決手続きに基づく協議要請を行い、インドと二国間協議を実施したが、協議による解決には至らなかった。

2020 年 2 月、インド政府は、協議要請行った対象品目である携帯電話のプリント回路基板アセンブリ (PCBA) (HS8517.7010) について、関税率を更に 20% へ引き上げた (2020 年 4 月発効予定) (※1)。また、履物や家具等の関税率も引き上げた。

本件については、EU がパネル設置要請を、台湾が協議要請と二国間協議を行っているため、引き続き当該国・地域等と連携を図り、インド政府に対し、本件の早期撤回を求めている。

※なお、日本は 2020 年 3 月、インド政府に対しパネル設置要請を行った。

＜図表 I - 11＞ パネル設置要請の主な対象品目及び関税率

主な対象品目	インドのHS番号	関税率
スマートフォン	8517.1211	0%→20%に引上げ
フィーチャーフォン	8517.1219	0%→20%に引上げ
携帯電話用基地局	8517.6100	0%→20%に引上げ
デジタルマイクロ波通信装置	8517.6290	0%→20%に引上げ
携帯電話用プリント回路基板アセンブリ	8517.7010	0%→20%に引上げ（※1）
スマートフォン用LCDモジュール	8517.7090	0%→15%に引上げ

※いずれもインドの WTO 協定譲許表上の税率は 0%。

アンチ・ダンピング

（１）日本製熱延鋼板及び厚板に対する AD 措置、日本製冷延鋼板に対する AD 措置

インド政府は、2017 年 5 月、日本製熱延鋼板及び厚板、日本製冷延鋼板に対する最終決定をそれぞれ行った。これらの決定では損害の認定に当たって、使用目的や価格帯などが異なる幅広い調査対象産品がいかなる国内の同種産品に量的効果及び価格効果を与えたのかが具体的に考慮されておらず、また、AD 税は参照価格と調査対象産品の輸出価格の差額として賦課されるところ、その参照価格の算定根拠が明らかにされていないため、AD 協定との整合性に疑問がある。本決定がされるまでの間、日本政府は、本件公聴会や AD 委員会において上記指摘を行い、また、政府意見書の提出により意見を述べるなどにより改善を求めたが、WTO 協定との整合性に懸念がある形で最終決定が行われた。本件詳細は、2018 年不公正貿易報告書 117 頁参照。

（２）日本製レゾルシンに対する AD 措置

＜措置の概要＞

インド政府は、2018 年 1 月、日本産レゾルシンに

対する AD 課税措置を決定した。本決定では、ダンピング・マージンの算定、累積評価、価格効果について合理的な根拠が示されておらず、また、対象輸入による国内産業への影響の分析が不十分であるなど、損害認定の観点からも AD 協定に違反するおそれがある。これらの点について、最終決定がされるまでの間、日本政府は、政府意見書の提出を行うなどして上記問題点を指摘したが、WTO 協定との整合性に懸念がある形で最終決定が行われた。本件詳細は 2018 年版不公正貿易報告書 117 頁参照。

＜最近の動き＞

2017 年 2 月及び同年 12 月、我が国はインド政府に対し政府意見書を提出し、上記のような国際ルール上の問題点について指摘した。我が国としては、インド政府による AD 制度の運用について、引き続き注視していく。

補助金

食料安全保障法

＜措置の概要＞

インドでは、2013 年 9 月に生産者より買い取った穀物を政府が安価な値段で貧困層に配給する穀物配給プログラムである食料安全保障法が成立した。これは、貧困層への食料供給をより安定させ

ることを目的として、米・小麦・雑穀を毎月 5kg まで 3 ルピー/kg、2 ルピー/kg、1 ルピー/kg の低価格での購入を可能とするものである。Antyodaya Anna Yojana（2000 年 12 月 25 日に中央政府によって発せられたスキーム）のスキーム下で認められる全家庭のうち、農村部では全人口に対する最大 75%、都市部では最大 50%の人口に値する全ての家庭となっている。インド政府によれば、現行の配給プログラムの下での必要穀物量が 5,637 万トンであるのに対し、新制度では 6,143 万トンであるとされており、国内助成の増加が見込まれる。

＜国際ルール上の問題点＞

食料安全保障法による配給プログラムの拡大に際して、行政価格で必要な穀物の買入を行えば、農業協定では生産者向けの価格支持政策とされ、削減対象となる国内助成に当たる。2014 年 9 月にインドは、国内助成について農業協定第 18 条で規定された農業委員会への通報を 2004 年度から 2010 年度までの分について行ったが、その期間に公的備蓄制度に関する支出が 57 億米ドルから 138 億米ドルへ増加したほか、政府による穀物買入量もコメが 2,470 万トンから 3,420 万トンへ、小麦が 1,680 万トンから 2,250 万トンへ急増。こうした対策に関する国内助成は 2010 年度までデミニミス（農産物生産額の 10%）の範囲で収まっているため、助成合計量（AMS）はゼロではあるものの、本法の施行による更なる国内助成額の増加も懸念される。今後の国内支持通報の内容や WTO での約束水準との関係について、注視していく必要がある。

＜最近の動き＞

2013 年 12 月の第 9 回 WTO 閣僚会議において、途上国が食料安全保障目的に公的備蓄制度を行う場合、その国内支持が WTO 農業協定上の国内助成削減約束義務に違反しても、加盟国は紛争処理に持ち込むことを自制する旨を暫定的な措置として合意した。また、インドの求めに応じ、2014 年 11 月 27 日の WTO 一般理事会において、暫定的な措置が恒久的な解決案が採択されるまで存続すること及びその解決案を 2015 年末までに採択するよう最大限努力することで合意した。しかし、この解決案の採択に向けた議論には進展が見られず、2015 年 12 月の第 10 回 WTO 閣僚会議においては、農業委員会特

別会合で議論を続けていくことが確認された。恒久的な解決案に向けた議論が国内支持の規律に与える影響に留意しつつ、注視していく必要がある。2016 年 6 月から全ての州で施行との報道があるが、一部の州・直轄地では実施されていない（合計 32 の州・地域で実施中）。

セーフガード

（１）熱延鋼板に対するセーフガード措置

＜措置の概要＞

インド政府は 2015 年 9 月 7 日、熱延鋼板に対するセーフガード調査を開始し、同年 9 月 9 日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015 年 9 月 14 日から 200 日間の暫定措置による 20%の課税を開始した。

2016 年 3 月 15 日、インド商工省セーフガード総局は熱延鋼板の輸入増加及び国内産業への損害のおそれ等を認定する最終答申を行い、これを受けて同年 3 月 29 日、インド財務省は、暫定措置の開始から起算して 2 年 6 か月間のセーフガード措置を発動する旨の官報告示を行った。

＜国際ルール上の問題点＞

GATT 第 19 条第 1 項(a)によれば、WTO 協定上のセーフガードの発動要件として、輸入の増加が「GATT に基づいて負う義務の効果」として生じていることが必要であるが、インドの最終報告書において、GATT 上の譲許税率が 40%であるとの記載はあるものの、その義務の効果により輸入が増加したとの適切な認定がされていない。

また、日本はインドとの間に日本・インド包括的経済連携協定（日印 CEPA）を締結しており、当該品目の関税を引き下げている。しかし、日印 CEPA に基づく関税譲許の義務は、上記 GATT 第 19 条第 1 項(a)の規定する「GATT に基づいて負う義務」ではないため、WTO 協定上のセーフガードを発動するための調査において、日印 CEPA による関税譲許の効果として生じている輸入増加を考慮してはならないと考えられる。

さらに、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実をGATT 第19条第1項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は単なる需給関係の変化であって予見の範囲内であると考えられる。また、先例上、国産品と輸入品の競争条件について国産品にのみ不利な変更を生じさせるようなものでなければならないと解釈されているところ、インドの述べる事実は輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しないと考えられる。

以上のように、インド当局は上記発動要件を適切に認定しておらず、本措置はGATT 第19条第1項(a)等に不整合であると考ええる。

＜最近の動き＞

我が国は、2015年9月の調査開始以降、インドの本措置に関し、意見書の提出及び公聴会への参加等を通じWTO協定への抵触の可能性を指摘してきた。しかしながら、本措置の撤廃の動きが見られなかったことから、2016年12月、我が国はインドに対してWTO協定に基づく協議要請を行った(DS518)。協議結果を踏まえ、2017年3月9日に、我が国はWTOに対し、本措置について、パネルでの審理を要請し、2017年4月3日、パネルが設置された。

2018年11月6日、パネルは我が国の主張をほぼ受入れ、①事情の予見されなかった発展と輸入増加の間に論理的な連関が存在することを、客観的証拠に基づき十分立証していない(SG協定第2条1項、同第4条2項(a)及びGATT第19条1項(a))、②国内産業への重大な損害について、損害指標(価格・利益率)を適切に検討しておらず、また客観的なデータに基づいた損害認定を行っていない(SG協定第4条2項(a))、③自国への輸入製品の増加と国内産業の「重大な損害」との間に因果関係が存在することを証明していない(SG協定第4条2項(b))、等の理由から、本措置はWTO協定に非整合的であると判断した。また、パネルはインドに対し、本件措置は既に失効しているものの、その効果が残存している限りにおいて、当該措置を対象協定に整合させるよう勧告した。

インドはパネルの判断を不服として2018年12月14日に上訴しているが、現在、上級委員会においては審理を行うことができない事態となっている(第II部第17章のコラム「WTO上級委員会を巡る問題」を参照)。

我が国としては、本件が適切に解決されるよう、WTOルールに従って今後の手続を進めていく。

(2) 太陽電池に対するセーフガード措置

＜措置の概要＞

インド政府は2017年12月9日、太陽電池モジュールに対するセーフガード調査を開始し、2018年7月30日、追加関税25%のセーフガード措置を発動(2018/7/30～2019/7/29:25%、2019/7/30～2020/1/29:20%、2020/1/30～2020/7/29:15%)。また、セーフガード措置の発動と同時期に、輸入太陽電池にインド国内認証(BIS)の取得を義務化しているが、その認証手続も相まって輸出抑制効果が大きいとの情報もある。

＜国際ルール上の問題点＞

インドがセーフガード調査をWTO通報した際には、利害関係者登録期限が既に過ぎており、適時の通報及び手続参加機会の確保(セーフガード協定3条1項)が充足できていない。また、本措置は、安価な中国製品の輸入急増を契機とする調査であり、国内品と競合関係のない日本製品を対象に含むのは適切でない。

＜最近の動き＞

インドの太陽電池製造者が措置の取消を求め国内訴訟を提起した(インド国内の保税区も外国扱いでセーフガード措置の対象とされていた)ため、セーフガード措置の適用が差し止められていたが、同訴訟は終了し、当初の決定通り措置は発動された。

我が国は、政府意見書やセーフガード委員会等で、懸念を表明。引き続き、日本製品への影響の軽減に向けてインド政府への働きかけを行う。

(3) シングルモード光ファイバーに対するセーフガード措置

＜措置の概要＞

インド政府は2019年9月23日、シングルモード光ファイバーに対するセーフガード調査を開始。同年11月6日、仮決定文書を公表し、調査当局は200日間の暫定措置による25%の追加課税開始を勧告。

＜国際ルール上の問題点＞

措置の背景として世界的な光ファイバーの過剰供給および他国の輸入制限措置に言及しており、「事情の予見されない発展」（関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内産品と輸入製品との競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される）がセーフガードの発動要件とされていること（GATT第19条1(a)）との整合性に懸念がある。

また、GATT第19条1(a)によれば、WTO協定上の義務（関税譲許を含む）の効果として輸入が増加することが必要であるが、仮決定文書においてその点が確認された形跡がない。

＜最近の動き＞

我が国は、政府意見書やセーフガード委員会等で、懸念を表明。引き続き、日本製品への影響の軽減に向けてインド政府への働きかけを行う。

基準・認証制度

（１）鉄鋼製品の強制規格

＜措置の概要＞

2008年9月、インド政府は鉄鋼製品に対する強制規格を導入すると発表、インドに輸入される鉄鋼製品については、施行日以降、鉄鋼製造事業者がインド工業規格（「IS規格」、IS=Bureau of Indian Standards）を取得し、規格適合性を確保することが求められることとなった。

＜国際ルール上の問題点＞

インド政府は、本制度の政策目的を製品の安全及び品質の確保並びに環境の保護と説明している。しかしながら、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、

むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであることから、本制度は不要と考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして不必要に貿易制限的な規制である疑義があり、TBT協定第2.2条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

2018年2月、インド政府は「鉄鋼及び鉄鋼製品のオーダー2018」を官報告示し、これまでの鉄鋼及び鉄鋼製品に関する規格は当該オーダーに内包する形で制度が一本化された。同年6月、インド政府は「鉄鋼及び鉄鋼製品のオーダー2018」に線材、構造用鋼材を含む16規格を新たに追加、2018年12月18日に施行された。2018年8月、「鉄鋼及び鉄鋼製品のオーダー2018」に「ステンレス製品のオーダー2016」を統合する旨の官報が告示され、即日施行された。

2018年8月、インド政府は強制規格対象製品からの除外申請に関するCircularを公表。製造事業者は自社製品の情報を申請様式に記載してインド政府に提出し、技術審査委員会での審議により強制規格対象製品への該当、非該当が判断される。なお、判断類型としてはExemptionとClarificationの2種類が存在。Exemptionは強制規格対象製品からの除外を認めるものであるが、期間と数量に制限が設けられるため猶予期間を過ぎるまでにインド工業規格を取得する必要がある。一方で、Clarificationは強制規格の範囲外であることを判断することから特段の期間や数量の制限は定められないとの説明がインド鉄鋼省からなされている。

引き続き、本制度の運用を注視するとともに、両国間での継続的な議論を実施していく。

（２）電気通信事業者の免許条件に係る規制強化

＜措置の概要＞

2010年3月以降、インド政府は、情報通信におけるセキュリティ確保を理由として、「外国企業からの通信機器購入前のセキュリティ安全性確保」と題する通達を行い、インド国内の通信機器の調達に関する規制を公表した。2011年5月に規制内容は一部緩和されたものの、引き続き、インドの通信事業者は、外国通信機器メーカーからの通信機

器購入にあたり、インド国内の検査機関によるネットワークセキュリティの認証が義務づけられている。なお、本制度の施行時期は2014年7月の予定であったところ、その後、度々施行日が延期されているが、その他、セキュリティ要件等、措置の具体的内容は現時点では明らかでない。

＜国際ルール上の問題点＞

これら通達は、その内容に不明確な部分があるものの、インド国内の検査機関による検査の運用が、通信機器に対して特定のセキュリティ特性を要求するものであるとすれば、事実上政府等による機器の強制的な適合性評価となる可能性があり、インド政府はWTOへ通報する義務を負う可能性がある。

また、インド国内の検査機関から認証を受けた機器にのみネットワークに組み込み可能とする要件は、インド国外産品に対して不利な待遇を与えるものであり、GATT 第3.4条及びTBT協定第2.1条の内国民待遇に違反している可能性がある。

＜最近の動き＞

2010年以降、日米欧の産業界がインド政府宛てに連名で懸念を表明し、同年10月には、我が国産業界（4団体）からインド政府宛てに懸念を表明する旨の書簡を発出した。日本政府としても、同年8月のASEAN+6経済大臣会合（於ベトナム）や10月の東アジア首脳会議（於ベトナム）で経済産業大臣から商工大臣に対し懸念を表明したほか、2012年4月の日印閣僚級経済対話においても日本側から善処を要請した。さらに、WTOの場でも、2010年11月以降のTBT委員会において、日米欧より本件について懸念を表明している。

我が国としては、本規制に対する詳細な内容について引き続き確認を求めるとともに、国際的なITセキュリティ制度との整合性を求めていく。

（3）電子・情報通信機器における強制規格の導入

＜措置の概要＞

インド政府（通信IT省）は2012年9月に、電子・情報通信機器の登録を義務化する法令「電子・情報技術製品（強制登録義務要求）規則2012」を公

表し（TBT通報は同年10月に実施）、家電や電子機器15品目について、国内の安全基準に基づき事前の登録及び表示が義務付けられた（2013年7月には、対象品目に新たにプロジェクトが追加された）。本規制は2014年1月から完全施行されている。

インド政府は2014年11月、新たに15品目を本制度の対象とすることを官報で公表した。施行日は2015年5月が予定されていたところ、8品目については施行が延期され、その後2016年6月に完全施行された。現在、インド内外から非常に多数の製品について試験申請が行われているが、申請時に非常に多数の書類提出が求められている等の事情により、対象製品の登録が予定通り進まず、結果的に、インドへの対象製品の輸出が遅れる等の混乱が生じている。

＜国際ルール上の問題点＞

TBT協定第5.1.2条において、「適合性評価手続は、必要である以上に厳重であってはならない」とされている。しかしながら、本規制の登録手続では、非常に多数の書類提出が求められる等の過重な手続が課せられているが、なぜそのような過重な手続が必要なのか、インド側から合理的な理由説明はなされていない。したがって、本制度の政策目的に照らして必要以上に過重な適合性評価手続である疑義があり、本条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

2018年5月20日付で、インド政府から市場監査に関する改訂文書“Market Surveillance Policy May 2018 (v1)”、また同年6月4日、適合性評価に関するBIS Conformity Assessment Regulations 2018が発行され、市場監査の運用が明文化されたが、製造者による費用の前払いや登録取消措置に関する規定が不合理且つ不明確であり、また機器及び包装にBISウェブサイト情報（URL）を表示する等の追加要求も加えられた。

2018年7月、二次電池の新規格IS16046 (Part 1) および (Part 2) が公示され、新規格に基づく再試験・再登録および電池上の表示変更が要求されている。登録に必要なガイドラインや認定試験所が整わず、産業界の要望に応じ、2020年3月14日まで一旦、期限は延期されたものの、当局や試験所の対応

の遅れから期限に間に合わない可能性が懸念されており、産業界から再延期が要望されている。新たな対象品目の追加、及び技術規格改定時の移行期間の設定に、抜本的な解決が必要であることから、引き続きインド政府に対して、本制度の改善の申し入れを継続していく。

サービス貿易

（１）外資規制等

＊本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

2010 年 3 月、商工省産業政策促進局（The Department of Industrial Policy and Promotion, DIPP）は、外国企業による対内直接投資に関する政策を統合した新たな統合版 FDI 政策（CONSOLIDATED FDI POLICY）を公表した（2013 年 4 月 5 日付けで改正）。この統合版 FDI 政策は、ネガティブリストにより、外国直接投資が禁止・規制されている業種・形態、出資比率の上限がある業種、外国投資促進委員会（Foreign Investment Promotion Board, FIPB）の個別認可が必要な業種などを規定しており、外国直接投資が禁止されている業種には、民間企業に開放されていない原子力・鉄道、不動産業又は農家の建設、宝くじ・カジノを含む賭博、タバコの製造等の 8 項目が挙げられていた。

2014 年 5 月、総選挙による政権交代に伴い与党となったインド人民党（BJP、ナレンドラ・モディ首相）は特定セクターにおいて外資出資規制の緩和を実施した。同年 8 月には、防衛分野における外資出資比率上限を現行の 26% から 49% に引き上げること並びに PPP で実施する高速鉄道、都市近郊鉄道回廊及び指定貨物鉄道事業における外資出資比率上限を 100% に引き上げること、また 10 月には、外資の不動産業・建設業への投資に際しての要件を緩和。投資可能物件の最低規模（面積）を 5 万平方メートルから 2 万平方メートルに引き下げるこ

などを閣議決定した。

以下金融、流通分野等における外資規制について概観する。

①金融

（a）銀行

民間銀行業の外資規制の緩和については、外国銀行が①本国の所管官庁の管轄下にあること、②中央銀行であるインド準備銀行（RBI）の認可基準をクリアしていることを条件に、100%出資子会社設立が可能となった。これらの点については、統合版 FDI 政策上でも規定されている。一方、国内民間銀行における外国人投資家の議決権保有比率を上限 10% と規定している現行の銀行規制法については、2012 年 12 月、同比率を 26% に引き上げる同法改正案が議会で承認された。ノンバンクについては、従来 100% までの出資が認められていたのは、指定された商業銀行であるマーチャント・バンクや住宅金融など 18 業種であったが、2016 年 10 月以降、「その他金融サービス（Other Financial Services）」にまで対象が拡大した。ただし、出資比率に応じて最低資本金額が規定されており、この場合も、RBI のガイドラインに従うことが条件となっている。

2011 年 8 月に日印経済連携協定（EPA）が発効し、金融分野での成果として、インド国内における外国銀行の支店設置については、年間 20 店舗までの数量制限が存在する中、邦銀の支店設置について、4 年間で 10 店舗まで支店設置申請に対して前向きな考慮を払うとの特別な取扱いを獲得したものの、支店設置には依然として当局の許認可に時間を要している。

なお、2013 年 11 月に RBI は、子会社を持つ外国銀行に対し、国内銀行と類似の規制上の取扱いを認めることにより支店から子会社形態への転換を促す施策を公表している。

（b）保険

保険分野では、モディ政権発足後の 2014 年 7 月、保険セクターへの外資出資比率の上限を 26% から 49% に引き上げる法案が閣議決定された。野党の反対により、2014 年の予算国会及び冬期国会では法案審議に至らなかったため、同年 12 月末、政府は暫定的な措置として大統領令を公布して外国出

資比率の引き上げを実施した。2015 年 3 月には保険法改正法案が国会で可決され、49%までの外資出資が可能となった。

②流通

2012 年の外資規制の緩和により、単一ブランドの小売業への外資参入は、条件つきで、それまでの 51%から 100%まで可能となった（2012 年 1 月施行）。その後のマルチブランドの小売業に対する規制緩和にあわせて、追加の規制緩和が行われた。規制緩和の主な条件は以下のとおり。

- ・販売する製品は「単一ブランド」に限る。
- ・外資の比率が 51%を超える場合には、店舗設立後 5 年間はその製品調達額の平均 3 割をインド国内の中小規模産業、村落などから調達することが努力目標。

更に、最先端の技術でインド国内では調達できない商品については、1 号店開業から 3 年間は上記目標を免除し、4 年目から適用するとした（2016 年 6 月施行）。

一方、外資参入が禁止されていたマルチブランドの小売業に関しては、条件付きで 51%まで緩和され（2012 年 9 月施行）、その後さらなる追加規制緩和が閣議決定された（2013 年 8 月）が、規制緩和には以下のような条件があり、実態上の参入障壁となっている。

- ・最低投資額は 1 億米ドル。
- ・最初の投資から 3 年以内に、初期投資額の最低 50%を土地の購入や賃貸費用以外のインフラ整備（製造、包装、流通、倉庫の整備などのバックエンドインフラ）に投資。
- ・製品調達額の 30%をインド国内の小規模産業（建物・設備への投資額が 200 万米ドル以下）から調達。この目標は、初めの 5 年間は製品調達総額の平均で達成すればよいが、その後は 1 年ごとに達成する。
- ・規制緩和に賛同した州のみに適用（2013 年 12 月時点では 11 州が規制受け入れを表明済み）。

＜懸念点＞

WTO 協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関しては GATS が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、イ

ンドの GATS 上の約束に反しないため WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及び GATS の精神に照らして、引き続き自由化に向けた取組が行われることが望まれる。

＜最近の動き＞

2014 年 5 月の選挙で与党となったインド人民党（BJP）は、選挙公約時点で総合小売業に対する外資規制の緩和には慎重な立場を表明しており、新政権発足後も、商工大臣があらためて総合小売業への外資規制の緩和に反対である旨を表明している。その後 2016 年 6 月、10 月に上述の規制緩和の動きは見られたが、我が国は、引き続き外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等により、これら外資制限の緩和を働きかけている。

（２）個人情報保護法案

＜措置の概要＞

2018 年 6 月、インド政府の専門委員会が、データ保護に関する報告書と「個人情報保護法」案を電子 IT 省に提出し、同年 7 月、同法案（以下「2018 年法案」）が公表された。同法案は制定に至らなかったものの、その後、同法案に寄せられたパブリックコメントなどを踏まえ、2019 年 12 月、インド政府は、個人情報保護改正法案（以下「2019 年法案」）を公表した。2019 年法案の内容は、2018 年法案を踏襲しつつも、いくつか修正が加えられたが、依然として、①「センシティブ個人データ」の越境移転時の国内保存義務（33 条 1 項）、②中央政府が「クリティカル個人データ」と指定した情報についての国内でのデータ処理義務（33 条 2 項）、③「センシティブ個人データ」及び「クリティカル個人データ」の越境移転に関する規定（34 条）等が含まれている。さらに、2019 年法案では、新たに、インドの安全保障、公序の保護等のための中央政府の行為の本法からの適用除外（35 条）や、中央政府への非個人データの提供義務（91 条 2 項）などが新たに規定されている。

＜国際ルール上の問題点＞

2019 年法案においても、「クリティカル個人データ」について、インド国内での処理を義務づける規

定がある。同義務の対象となる「クリティカル個人データ」の定義、内容がそもそも法案上で示されていないため、その内容や範囲が不明確であり、懸念がある。また、2018 年法案よりも対象が限定されたものの、「センシティブ個人データ」（金融データや健康データなども含む）については、国内保存義務も引き続き残存している。これらの義務により、外国事業者がインドの事業者よりも実質的に不利な待遇を受ける可能性が高くないか、懸念がある。過度なデータローカライゼーション要求につながらないよう、引き続き注視が必要である。

データ越境移転については、2018 年法案に比べ、標準契約条項やグループ企業内での越境移転スキームの承認基準で考慮される要素が明示された一方、対象データの範囲などが必ずしも明確ではない点が懸念されている。さらに、「センシティブ個人データ」の越境移転については、標準契約条項やグループ企業内での越境移転スキームを用いる場合であっても、なお、データ主体の明示の同意がさらに必要とされている点も、過度の要求と懸念される。

今後の法案の制定過程、関連法規の制定において、これらの点についても、引き続き注視が必要である。

<最近の動き>

2020 年 2 月、2019 年法案について、日本政府の意見書を提出した。同法案は、2019 年 12 月に下院に提出されて以降、国会審議中であるが、引き続き、産業界とも連携しつつ、情報の自由な流通及び外国事業者の権利が不当に侵害されることのないよう、今後の法制化過程、関連法規に関する動きを注視する。

知的財産

(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

<現状>

インドにおける模倣品・海賊版等の不正商品による被害状況について、インドの商工団体等が行った調査によると、2012 年における自動車部品、酒、コンピュータ機器、日用品、食品、携帯電話、及びたばこの 7 分野における模倣品や海賊版による販売損失は 7300 億ルピーに及ぶとの試算や、中でも自動車部品市場においては、30% 近くが模倣品であるとの報告がなされている（※FICCI レポートより）。

他方で、インドにおいては、このように蔓延する不正商品に対する取り締まりが十分に機能しているとは言えず、たとえば、摘発から刑事罰が下るまでに 10 年以上を要している案件もあり、摘発活動による侵害者への実質的な抑止効果が不十分なため、市場における模倣品が減っていないといった報告もなされている。

<懸念点>

知的財産に関して新興国・途上国に共通する重大な問題の一つは、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。

TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第 41 条～第 61 条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている（第 41 条）。

また、日インド EPA においても、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとることが義務づけられている（103 条）。

このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な

権利行使が得られない場合には、これらの協定の義務に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

近年、インド政府は、特許出願の審査期間短縮のために審査官の増員や特許審査ハイウェイなどの取組を進めている。

また、権利行使についても、インド政府は 2016 年にとりまとめた「国家知的財産権政策」や、2019 年に公表された「インドの知的財産権体制—政府によるイニシアチブ」においても柱の一つとしている。

さらに、E コマース市場の急成長とともに、オンライン上の模倣品被害が拡大している。近年、産業・国内貿易振興局が E コマース政策案を、インド消費者食糧公共配給省・消費者局が消費者保護（E コマース）ガイドライン 2019 案を公表している。

今後も引き続き、インド政府の効果的かつ迅速な権利行使に向けた取組を注視する必要がある。

（２）医薬品等の特許保護

＜措置の概要＞

インドは 1970 年特許法において医薬品等の物質特許を認めていなかったが、2005 年 1 月の履行期限（経過期間満了）を控えた 2004 年 12 月に、物質特許制度の導入を含む 2004 年改正特許法（大統領令）を公布した。その後、議会において 2005 年改正法（第 3 次）が審議・採択され、2005 年 4 月に公布、一部の条文を除き同年 1 月から有効なものとして遡及的に施行された。2005 年改正法のポイントは、①物質特許制度の導入（特許法第 5 条削除）、②医薬物質の定義導入（同第 2 条（ta））、③排他的販売権（EMR）規定（同第 24 条 A～F）の削除、④メールボックス出願に関わる特許権者等の権利制限（同第 11 条 A(7)）、⑤一定の例外状況下における医薬品の輸出に対する強制実施権（製造及び輸出）の導入（第 92 条 A）等である。

2005 年改正法の施行以降、医薬品関連発明に特許が付与されるようになった。しかしながら、主要国で特許になった医薬品関連発明が、インドでは「既知の物質の新規な形態の単なる発見であって、当該物質の既知の効能の増大にならないもの」等を「発明でないもの」として特許の対象から除外する特許法第 3 条（d）に基づき拒絶される事例が見られる。

実際、2013 年 4 月には、外国医薬品メーカーの抗がん剤に関する特許出願について、特許法第 3 条（d）に基づき特許すべきでないとの最高裁判断が下されている。

また、医薬品関連発明に対して強制実施権を発動する動きが見られる。2012 年 3 月、インド特許意匠商標総局は、国内の後発医薬品メーカーの申請に基づき、「外国医薬品メーカーが適切な薬価設定を行わず、インド国内で適正な価格で十分な量の薬を供給しなかった」と認定し、強制実施権の発動条件の 1 つ、「特許発明が適正に手ごろな価格で公衆に利用可能でないこと」（特許法第 84 条第 1 項（b））に基づき、当該外国医薬品メーカーが所有する医薬品関連特許に強制実施権を設定した。

本強制実施権の設定に関しては、2012 年 5 月、当該外国医薬品メーカーがインド特許意匠商標総局の決定を不服として、インド知的財産控訴委員会に審判の請求を行っていたが、2013 年 3 月に棄却された。同年 5 月当該外国医薬品メーカーはムンバイ高裁に提訴したが、2014 年 7 月に請求が棄却された。それに対し、最高裁に特別許可申請がなされたが、2014 年 12 月に却下されている。なお、そのほかに行われた強制実施権の設定の申請に関しては、インド特許意匠商標総局によって却下されている。

その他の過去の経緯については、2017 年版不公正貿易報告書 170 頁参照。

＜国際ルール上の問題点＞

物質特許制度を導入し、TRIPS 協定上の義務が履行されたことは評価できる。一方で、特許法第 3 条（d）について、当条項は「既知の物質の新規な形態の単なる発見であって、当該物質の既知の効能の増大にならないもの」が、特許を受けることができないとしている。したがって、化学物質や医薬品の技術分野に対してより厳しい特許性の判断基準を設けるものであるとして、技術分野による差別を禁じる TRIPS 協定第 27 条 1 項に整合していない可能性がある。

＜最近の動き＞

特許法第 3 条（d）について、我が国は、直近に行われた対インド貿易政策検討制度（TPR）会合（2015 年）において、当該規定の文言解釈や TRIPS 協定第 27 条 1 項との整合性に関し質問を行った。この際、

EU、スイス、米国からも同様の質問が寄せられ、当該規定と TRIPS 協定第 27 条 1 項との整合性につき追及がなされている。

2018 年 3 月、60 の保健団体がモディ首相へ書簡を提出し、多耐性結核治療薬 2 種について、中央政府の告示による強制実施権（特許法第 92 条）の設定を求めたが、実際の発動には至っていない。強制実施権の制度・運用について我が国産業界から透明性の向上等の要望があるところ、今後も、パリ条約や TRIPS 協定等の国際ルールとの整合性の観点も含めて、引き続き注視していく必要がある。